

高齢福祉サービスの充実について

高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安全に安心して生活を営み、介護者が安心して介護を続けられるように、高齢福祉サービスの充実を図るため、平成28年度から、認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス及び高齢者紙おむつ等支給事業を、以下のとおり拡充する。

1 認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス

(1) 事業内容

認知症による徘徊のおそれがある高齢者等を在宅で介護する親族に対し、位置情報確認サービス探索システムの加入料・利用料の助成を行うことにより、当該高齢者等の早期発見と安全を確保するとともに、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

(2) 対象者

区内に住所を有する在宅の40歳以上の認知症による徘徊のおそれがある高齢者等を介護する、東京23区・川崎市・横浜市に住所を有する親族で、徘徊高齢者等の位置確認後に当該高齢者等を保護できる者

(3) 変更内容：利用者（介護者）の居住地要件の拡大

利用者（介護者）の居住地要件について、平成27年度まで目黒区に限定していたものを、平成28年度から近隣地域も含むこととし、東京23区・川崎市・横浜市に広げる。

2 高齢者紙おむつ等支給事業

(1) 事業内容

介護を必要とする高齢者に対して紙おむつまたはおむつ代として要した入院経費のうち一定額を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図る。

(2) 対象者

① 紙おむつの支給 区内に住所を有する65歳以上で、要介護2から5に認定された在宅または入院中で、尿失禁状態にある方

② おむつ代の支給 病院に入院中の方で、尿失禁状態にある方

(3) 変更内容：入院中の紙おむつ現物支給またはおむつ代支給を選択可能とする。

平成27年度までは、病院に入院中のかたは、おむつ代の支給は、病院指定のおむつ以外の使用が認められない場合（持込不可）に限っていたものを、平成28年度から、紙おむつ支給またはおむつ代支給の申請を本人が選択可能とする。

3 周知方法

平成28年4月15日 区報及びホームページ掲載

平成28年4月 目黒区介護事業者連絡会説明

以 上